

森林土木工事等における「女性活躍推進モデル工事」実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、女性の登用の促進や女性が働きやすい職場環境の整備など、女性の活躍の場の拡大及び女性技術者等の確保・育成のために試行する「女性活躍推進モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定める。

(対象)

第2 本要領は、宮城県が発注する治山及び林道事業に係る工事並びに業務(以下「森林土木工事等」という。)を対象とする。

(実施方法)

第3 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、本取組の対象工事である旨を明示する。

2 受注者は、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに、女性技術者を配置するよう務めるものとする。

3 担当技術者は、受注者と直接の雇用関係があり、主任(監理)技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。

4 受注者は、担当技術者に女性技術者を配置する場合は、契約締結後10日以内に、別紙2の「女性技術者配置届」を発注者に提出しなければならない。

なお、監督員は、当該届が提出された際、第3機関が発行する身分証(健康保険証等)により性別を確認するとともに、雇用関係を聞き取りにより確認する。ただし、個人情報保護の観点からコピー等は原則行わない。

5 受注者は、女性技術者を配置する場合又は女性技能者等が現場に就労する場合は、女性専用の仮設トイレ及び更衣室を発注者と協議のうえ設置するものとする。

6 男女別の仮設トイレの設置に当たっての仕様は、別紙3に基づくものとする。

(積算方法)

第4 発注者は、森林土木工事等の積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとする。

2 発注者は、受注者と協議のうえ、女性専用の仮設トイレ及び更衣室等の設置費用について、別紙4に基づき計上するものとする。

(工事成績考査等)

第5 発注者は、女性技術者が配置された場合、又は女性技能者等が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、別紙5に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

- (1) 主任技術者，監理技術者，現場代理人のいずれかに配置された場合は，全工期の50%を超える期間従事していること。
 - (2) 担当技術者として配置された場合，又は女性技能者が就労した場合は，担当する分野に係る期間の50%を超える期間従事していること。
 - (3) 対象期間は，着手日を指定した当該工事の場合においては，工事に着手した日までの日数を除いた期間，工事一時中止があった場合においては，その中止期間を除いた期間を対象とする。
- 2 発注者は，受注者が女性技術者を配置できなかった場合，又は女性技能者等が就労しなかった場合において，そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などのペナルティは課さないものとする。

(適用)

第6 本要領は，令和4年7月1日以降に入札公告する森林土木工事等から適用する。

ただし，令和4年7月1日以前に入札公告した工事等については，工期の50%に満たない場合に限り，受発注者間の協議の上，変更契約にて対象とすることができる。この場合，第3第1項の「入札公告」は「変更協議書」と読み替えるとともに，特記事項を添付するものとする。また，第3第4項の「契約締結後10日以内」は，「変更契約締結後10日以内」に読み替えるものとする。

附 則

この要領は，令和4年6月23日から施行する。

入札公告及び特記仕様書への「女性活躍推進モデル工事」である旨の明示例

1 入札公告への明示例

女性活躍推進モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札公告記載例

12. その他

(6) 本工事は、女性活躍推進モデル工事である。

2 特記仕様書への明示例

女性活躍推進モデル工事は、特記仕様書（現場説明書）の特記事項（その他）に以下のとおり記載するものとする。

特記仕様書（現場説明書）記載例

特記事項（その他）

1. 女性活躍推進モデル工事

(1) 本工事は、女性活躍推進モデル工事である。

実施にあたっては、現場環境改善等の実績に応じて、精算変更の対象とするため、監督職員と協議するものとする。

なお、女性技術者を配置できなかった場合、又は女性技能者等が就労しなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などのペナルティは課さないものとする。

宮城県森林土木工事等「女性活躍推進モデル工事」実施要領

(宮城県水産林政部森林整備課HP：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/>)

仮設トイレの仕様

受注者は、女性技術者を配置する場合又は女性技能者等が現場に就労する場合、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす女性又は男性専用の仮設トイレを設置することを原則とする。

なお、（１２）～（１７）については、満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

1 仮設トイレの標準仕様

- （１）洋式便座
- （２）水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（※必要に応じて消臭剤等を活用し，臭い対策をとること）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- （５）照明設備（電源がなくても良いもの）
- （６）衣類掛け等のフック付き，又は荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

2 仮設トイレに備える付属品

- （７）男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- （１０）鏡付き洗面台
- （１１）便座除菌シート等の衛生用品

3 推奨する仕様，付属品

- （１２）室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- （１３）擬音装置
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）フラッパー機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

女性専用の仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について

1 当初積算

共通仮設費における現場環境改善費を計上するものとする。

(※森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い(平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長通知)「4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」を参照)

2 設計変更での費用計上

(1) 女性専用仮設トイレ

受注者が女性技術者を配置した場合、又は女性技能者等が現場に就労した場合は、以下に基づき、男女別の仮設トイレの設置費用を、精算変更時に現場環境改善費の積み上げ分として計上する。

ア 受注者は、男女別仮設トイレの設置に当たって、別紙3「仮設トイレの仕様」を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議の上、規格・基数等の詳細について決定するものとする。

イ 受注者は、精算変更時において、支出実態のわかる資料により設計変更の対象額を発注者と協議するものとする。

ウ 設計変更の対象は、設置費用(円/基・月)から10,000円(従来品の費用)を控除した額とし、45,000円/基・月を積算上限額とする。

エ 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率計上)の対象とする。

オ 設置数量は、男女別で各1基ずつとし、2基/工事を変更対象の上限とする。

カ 別紙3に掲げる仕様・付属品等については、現場環境改善費(率計上)に含む。

キ 仮設トイレの運搬費は、共通仮設費(率計上)に含む。

(2) 女性専用更衣室

女性専用の更衣室の設置費用については、現場環境改善費(率計上)に含む。

女性技術者を配置する場合の工事成績考査における加点評価

本取組において、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者が配置された場合、又は女性技能者等が就労した場合で、要領第5に掲げる要件に該当する場合は、工事成績考査において、以下のとおり加点評価を行うものとする。

〈監督員・主任監督員〉

考査項目	細 別	加点内容
2. 施行状況	1. 施工管理	<p>工事現場への女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室の設置を含む現場環境改善費（イメージアップ経費）を計上することから、これらが実施された場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <p>■ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいた。</p>
5. 創意工夫	1. 創意工夫	<p>工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合は、事例番号34（その他）の項目に、以下のとおり記載し、それぞれ加点するものとする。ただし、創意工夫による加点の範囲は他の評価項目を含めて5点以内とする。</p> <p>■ 34. その他（理由：女性活躍推進モデル工事－女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室の設置）</p> <p>※加点の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性技術者が配置され、かつ女性技能者等が就労した場合 2点 ・女性技術者が配置され、又は女性技能者等が就労した場合 1点

〈総括監督員〉

考査項目	細 別	加点内容
6. 社会性等	1. 地域への貢献	<p>工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合は、（その他）の項目に、以下のとおり記載し、それぞれ加点するものとする。</p> <p>■ その他（理由：女性活躍推進モデル工事－女性の就労機会の拡大）</p> <p>※加点範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性技術者が配置され、かつ女性技能者等が就労した場合 4点 ・女性技術者が配置され、又は女性技能者等が就労した場合 2点